

児童発達支援・放課後等デイサービス  
**大事なお知らせ**

サービスを利用した額の1割 または 負担上限月額  
いずれか低いほうが、自己負担額/ひと月あたり です

国制度により、3～5歳児（満3歳になって初めての4月1日から3年間）  
は無償となります。

また、区制度により、0～2歳児も、別途申請に基づき、無償となります。  
ただし別途、おやつ代等の実費がかかることがあります。

都制度により、0～2歳児の障害児通所支援の利用者負担額が無償となります。

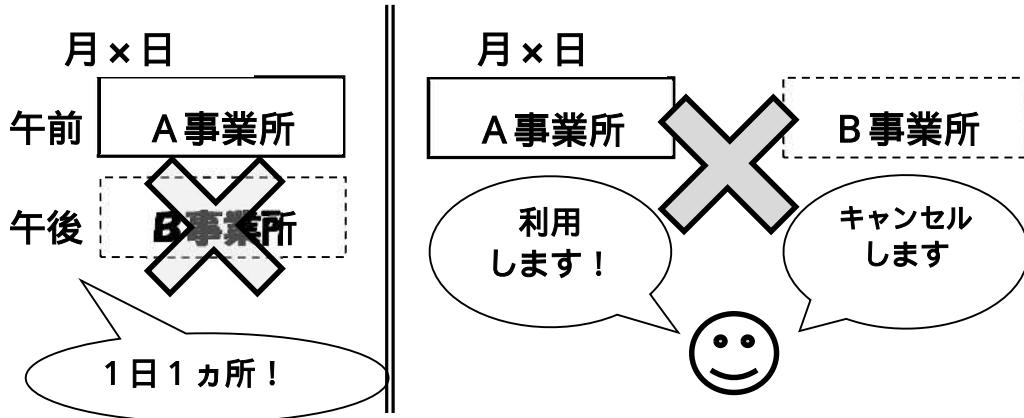
墨田区にお住まいの方は上記の区制度で無償となっているため、都への申請は不要です。

1日に利用できるのは1事業所です（利用予約は重ならないように）

通所受給者証でご利用になれるのは、1日1事業所までです。

2カ所以上ご利用になった場合、2カ所目以降は全額自己負担（1回につき  
およそ15,000円前後）となります。

後からキャンセルすることを前提に、同じ日に2カ所以上の事業所の予約を  
とると、キャンセルされた事業所の損失分は公的に補てんされません。事業所  
運営に負担が生じますので、予約は重ならないようご注意ください。



**書類の鉛筆書きは不可**

区役所や事業所とやり取りする書類は、給付費（税金）の根拠となる公式な  
書類です。鉛筆や消えるペンは使用しないでください（事業所から、鉛筆書き  
の書類にサインを求められた場合、区までお知らせください）。

## 受給者証が届いたら、すべての事業所にご提示を

複数の事業所と契約すると、事業所間で給付費等の調整事務が発生します。契約するすべての事業所に、契約事業所名・それぞれの契約日数をご連絡ください。また、これらに変更があった場合も、必ずご連絡ください。

## 支給日数をご確認ください

児童発達支援・放課後等デイのひと月あたりの基本支給日数は10日です。お子さまの状態や保護者の希望、事業所の状況等を勘案して支給します。なお、支給日数の上限は月23日です。

### 更新月をご確認ください

未就学児

3月31日まで

就学児

お子さまの誕生月の末日まで（誕生日が1日の場合は、前月の末日まで）

いずれも、受給者証の更新月の約2カ月前に、区から手続書類をお送りします

## お子さまの負担にご注意を

児童発達支援・放課後等デイは、お子さまの心身の発達を支援するもので、預かりサービスではありません。このため、保護者の都合（就労、出産、余暇等）のみを理由とする、過大な日数の支給はできません。

また、3カ所以上など複数事業所の併用も、目標設定や療育方針の違いなどにより、お子さまが混乱してしまう場合があります。

特に、乳幼児や小学校低学年のうちは、必ず医師や療育担当者の意見をよく聞き、お子さまにとって十分余裕をもったご利用をお願いします。

## 墨田区外に転出したあとは、この受給者証は使えません

転出が決まつたら、下記までお知らせください。また、転出後も療育の利用を継続したい場合は、転出先の窓口で、必ず申請手続きを行ってください。手続きをしないと、全額自己負担となる可能性があります。

墨田区障害者福祉課事業者係（児童担当）

5608-6578